令和元年度　第１回
加須市騎西文化・学習センター運営委員会

日時：令和元年７月４日（木）
午後１時３０分～
場所：騎西文化・学習センター
視聴覚室（２階）

次　第

１．開　会

２．委嘱状交付

３．挨拶

４．議　題

（１）騎西文化・学習センターの管理運営について

①平成３０年度　騎西文化・学習センター運営状況について

②令和元年度　　騎西文化・学習センター事業について

（２）その他

５．閉　会

平成30年度　騎西文化・学習センター運営状況

◆月別利用状況

1　利用件数

（件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
平成２９年度	247	246	258	259	230	237	287	266	225	220	206	249	2,930
平成３０年度	226	216	233	247	220	233	255	258	216	192	209	233	2,738
増減(H30-H29)	△ 21	△ 30	△ 25	△ 12	△ 10	△ 4	△ 32	△ 8	△ 9	△ 28	3	△ 16	△ 192

2　利用者数

（人数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成２９年度	2,481	2,551	2,814	3,447	2,301	2,172	2,320	1,843	2,100	1,852	2,173	2,346	28,400
平成３０年度	2,233	1,974	2,040	3,133	1,978	2,101	2,169	1,787	2,073	1,634	2,173	2,256	25,551
増減(H30-H29)	△ 248	△ 577	△ 774	△ 314	△ 323	△ 71	△ 151	△ 56	△ 27	△ 218	0	△ 90	△ 2,849

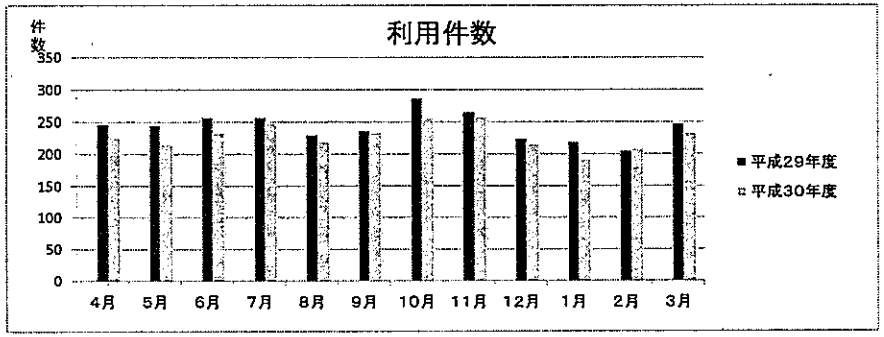

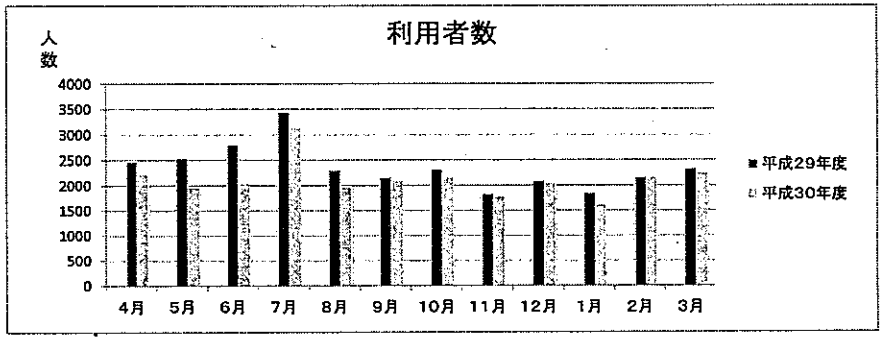

◆各室稼働率の推移

	平成２９年度	平成３０年度
多目的室	94.5	92.5
展示室	8.8	5.2
研修室	89.3	88.3
パソコン研修室	43.8	34.1
音楽室	98.4	99.4
陶工芸室	42.2	44.8
陶工芸窯	24.4	33.4
料理研修室	27.3	23.7
視聴覚室	75.3	72.4
ボランティア室	12.0	9.4

◆修繕実施状況

1　空調室外機修繕
2　非常照明灯バッテリー等交換
3　多目的室調光器制御基板修繕
4　南側駐車場外灯修繕
5　事務所給湯室混合水栓修繕
6　多目的トイレ修繕

令和元年度　騎西文化・学習センター事業

◆生涯学習事業（騎西地域）

1　加須市成人式
開催日時　1月12日（日）午前10時～
対象者　　平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた騎西地域在住者（164名）若しくは出身者

2　市民学習カレッジセミナー　　6月～2月実施　　（申込受付期間：4/1～4/19）

No.	セミナー名	講師	回数	定員	申込	受講者	男	女	備考
1	小学生英語	大下　裕子	4	20名	14名	14名	7名	7名	新規
2	美味しいコーヒーの淹れ方	松村　悟	1	15名	56名	15名	4名	11名	新規・抽選
3	苔玉	柳沼　五郎	1	20名	54名	20名	1名	19名	抽選
4	羊毛フェルトで干支作り	原口　早苗	2	15名	25名	15名	0名	15名	新規・抽選
5	立体手芸 ～お雛様（男雛・女雛）～	大橋　チエ子	4	20名	35名	20名	0名	20名	抽選
6	基礎からはじめる韓国語	姜　順愛	6	20名	17名	17名	4名	13名	新規
7	シニア英会話 ～知っててよかった旅行英語	大下　裕子	4	20名	53名	20名	5名	15名	新規・抽選
8	古典を学ぶ（竹取物語）	川上　定雄	3	30名	38名	38名	21名	17名	新規・抽選
	合計		25	160名	292名	159名	42名	117名	

3　生涯学習セミナー（予定）　　9月～12月頃実施

No.	セミナー名	講師	回数	定員	内容（予定）
1	立体手芸～干支～	大橋　チエ子	4	20名	立体手芸で干支の作品を作る。
2	大人の社会科見学	現地ガイド	1	26名	迎賓館と東京都庁を見学する。
3	クラフト工芸～バッグ作り～	神　健造	4	10名	クラフトでオリジナルのバッグを作る。
4	古文書	友本　義晴	3	15名	古文書を学ぶ。
5	苔玉	柳沼　五郎	1	20名	ミニ盆栽を作る。
6	男のそば	五十嵐　昭夫	1	10名	年越しそばを作る。
	合計		14	101名	

4　騎西地域文化祭
芸能の部　　10月27日（日）　午前9時～午後4時まで
内容（予定）：日本舞踊、大正琴、コーラス、詩吟、ミュージカルほか
展示の部　　11月1日（金）～3日（日）午前10時～午後4時30分（3日は、午後3時）
内容（予定）：絵画、書、盆栽、俳句、工芸、華道、児童・生徒の作品ほか

5　人権問題地域別研修会（予定）　11月頃実施予定
内容：「落語から考える人権」加須市観光大使　入船亭扇蔵　先生

加須市市民創造参加型文化・学習センター協働事業支援要綱

（平成25年6月27日市長決裁）

（趣旨）

第1条　この要綱は、新たな芸術文化団体の立上げ又は地域の芸術文化団体の統合若しくは一体感の醸成を目的とした事業を実施する団体に対し、当該事業に要する経費の一部を支援することに関し必要な事項を定めるものとする。

2　前項に規定する支援に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支援対象団体）

第2条　支援の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

(1)　設立後3年を経過していないもの（次条第2号の目的で新たな連合体又は実行委員会を組織して事業を実施する団体を除く。）

(2)　構成する者の数がおおむね20人以上であって、そのうち参画する市民の数が30パーセント以上のもの

2　前項の規定にかかわらず、市から補助金（加須市地域市民活動支援補助金「企画立案支援新規団体育成はじめよう」を除く。）を受けている団体は、支援の対象外とする。ただし、他の団体と協働して次条に規定する協働事業を実施する場合は、この限りでない。

（支援対象事業）

第3条　支援の対象となる事業は、前条の団体が加須市文化・学習センター（以下「文化・学習センター」という。）において実施する次に掲げる加須市市民創造参加型文化・学習センター協働事業（以下「協働事業」という。）とする。

(1)　新たな創造体験型の芸術文化活動として、多くの市民がその活動に参画する事業

(2)　地域の芸術文化団体の統合又は一体感の醸成を目的として、市民自らが企画し、運営し、及び参画する事業

（支援内容）

第４条　教育委員会は、第２条の団体に対して、協働事業に要する経費のうち当該事業を実施する日の文化・学習センターの大ホール若しくは小ホール又は多目的ホール等の施設（楽屋、リハーサル室等を含む。）及び附属設備並びに備品の使用料（以下「使用料」という。）を１団体につき３回（１年度につき１回）を限度として支援する。

２　前項に規定する支援の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　１回目　使用料の 90 パーセント以内の額

(2)　２回目　使用料の 60 パーセント以内の額

(3)　３回目　使用料の 30 パーセント以内の額

（支援申請）

第５条　前条の支援を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、あらかじめ教育委員会と協働事業に係る協議をした上で、市民創造参加型協働事業支援申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1)　市民創造参加型協働事業の企画提案書

(2)　市民創造参加型協働事業計画書（様式第２号）

(3)　市民創造参加型協働事業収支予算書（様式第３号）

(4)　その他教育委員会が必要と認める書類

２　前項に規定する申請書の提出期限は、毎年度協働事業実施日の 90 日前とする。

３　第１項に規定する申請は、前条の支援を受けようとする都度行わなければならない。

（支援決定）

第６条　教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、支援すべきものであると認めたときは、速やかに支援の決定をするものとする。

２　教育委員会は、前項の場合において適正な支援を行うため必要があるとき

は、支援の申請に係る事項に修正を加えて支援の決定をすることができる。

3　教育委員会は、支援の決定をする場合において、支援の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付することができる。

（支援決定通知）

第７条　教育委員会は、支援の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、市民創造参加型協働事業支援決定通知書（様式第４号）により代表者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　前条の規定により支援の決定を受けた代表者（以下「支援決定者」という。）は、協働事業が完了したときは、当該事業の完了の日から１箇月以内に、市民創造参加型協働事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1)　市民創造参加型協働事業収支決算書（様式第６号）

(2)　市民創造参加型協働事業報告書（様式第７号）

(3)　領収書の写し

(4)　事業の経過又は成果を証する書類及び写真

(5)　その他教育委員会が必要と認めるもの

（支援確定等）

第９条　教育委員会は、前条に規定する決算書及び報告書の提出があったときは、内容を審査し、支援の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支援の額を確定し、市民創造参加型協働事業支援確定通知書（様式第８号）により支援決定者に通知するものとする。

2　教育委員会は、協働事業の支援決定者に対し、既納の使用料のうち第４条第２項各号に定める額を還付するものとする。

（還付請求）

第１０条　代表者は、前条に規定する還付を受けようとするときは、市民創造参加型協働事業還付請求書（様式第９号）に前条第１項に規定する確定通知書の写しを添えて教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項に規定する還付請求書に基づき、口座振込の方法により支援の額を交付するものとする。

（書類の整備）

第１１条　支援決定者は、協働事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

２　前項の証拠書類は、協働事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年７月１日から施行し、同日以後に支援の申請をする協働事業から適用する。